

山口県報

平成18年
10月13日
(金曜日)

目 次

規則
山口県事務委任規則の一部を改正する規則(人事課)……………一
山口県物品規則の一部を改正する規則(物品管理課)……………二



山口県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年十月十三日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第百三十四号

山口県事務委任規則の一部を改正する規則

山口県事務委任規則(昭和四十四年山口県規則第二十一号)の一部を次のように改正する。

第九条第三号(2)中「指定物品取得報告書を知事に提出する」を「購入をした物品が指定物品である旨を物品管理システムを使用して知事に報告する」に、「第十七条第九項」を「第十七条第八項」に、「第三十二条第十項」を「第三十二条第八項」に改め、同号(5)を削り、同号(6)中「第十五条第九項」を「第十五条第七項」に改め、同号(6)を(5)とし、(7)を(6)とし、(8)を(7)とし、(9)を削り、同号(10)中「第十七条第五項」を「第十七条第三項」に改め、同号(10)を(8)とし、(11)から(18)までを(9)から(16)までとし、(19)を削り、同号(20)中「第二十八条第六項」を「第二十八条第四項」に、「指定物品区分換え報告書により」を「物品管理システムを使用して」に改め、同号(20)を(17)とし、(21)を(18)とし、

(22)を(19)とし、(23)を削り、同号(24)中「第三十二条第五項」を「第三十二条第三項」に、「物品保管転換通知書により」を「物品管理システムを使用して」に改め、同号(24)を同号(20)とし、同号(25)中「第三十二条第八項ただし書」を「第三十二条第六項ただし書」に改め、同号(25)を(21)とし、(26)から(34)までを(22)から(30)までとし、(35)を削り、(36)を(31)とし、同号(37)中「指定物品処分報告書により」を「物品管理システムを使用して」に、「第四十八条第五項」を「第四十八条第六項」に改め、同号(37)を(32)とし、(38)から(44)までを(33)から(39)までとし、(45)を削り、(46)を(40)とし、(47)から(50)までを(41)から(44)までとし、同号(51)中「関係帳簿又はカード」を「物品管理システムへの入力又は関係帳簿」に改め、同号(51)を(45)とし、(52)を削る。

第六十六条第二項第一号二中「第十三条第七項」を「第十三条第八項」に改め、同号へ中「第十五条第八項」を「第十五条第六項」に、「物品交換契約締結同書に受領した旨及び受領年月日を記載させ、かつ、記名押印させた上、」を「物品受領証と引換えに」に改め、同号ト中「第十七条第九項」を「第十七条第七項」に改め、同号ヨ中「物品寄託契約締結同書に受領した旨及び受領年月日を記載させ、かつ、記名押印させた上、」を「物品受領証と引換えに」に改め、同号レ中「第三十二条第七項」を「第三十二条第五項」に、「物品保管転換決議書又は同条第二項各号に掲げる書類に受領印を徴し、」を「物品受領証と引換えに」に改め、同号ソ中「備品出納保管記録簿」を削り、同号ネ中「物品返納決議書に出納長の受領印を徴し、出納長に」を「出納長に物品受領証と引換えに」に改め、同号ウ中「第四十五条第五項」を「第四十五条第三項」に改め、同号エ中「物品売払契約締結同書に受領した旨及び受領年月日を記載させ、かつ、記名押印させた上、」を「物品受領証と引換えに」に改め、同号ク中「借入物品返還決議書に受領した旨及び受領年月日を記載させ、かつ、記名押印させた上、」を「物品受領証と引換えに」に改め、同号ヤ中「第五十一条第八項」を「第五十一条第六項」に改め、同号エ中「関係帳簿又はカード」を「物品管理システムへの入力又は関係帳簿」に改める。

第六十九条第二号(5)中「第十五条第八項」を「第十五条第六項」に、「物品交換契約締結同書に受領した旨及び受領年月日を記載させ、かつ、記名押印させた上、」を「物品受領証と引換えに」に改め、同号(6)中「第十七条第九項」を「第十七条第七項」に改め、同号(14)中「物品寄託契約締結同書に受領した旨及び受領年月日を記載させ、かつ、記名押印させた上、」を「物品受領証と引換えに」に改め、同号(16)中「第三十二条第七項」を「第三十二条第五項」に、「物品保管転換決議書又は同条第二項各号に掲げる書類に受領印を徴し、」を「物品受領証と引換えに」に改め、同号(17)中「備品出納保管記録簿」を削り、同号(19)中「物品返納決議書に出納長の受領印を徴し、出納長に」を「出納長に物品受領証と引換えに」に改め、同号(23)中「第四十五条第五項」を「第四十

五条第三項」に改め、同号⁽²⁴⁾中「物品売払契約締結伺書に受領した旨及び受領年月日を記載させ、かつ、記名押印させた上、」を「物品受領証と引換えに」に改め、同号⁽²⁷⁾中「借入物品返還決議書に受領した旨及び受領年月日を記載させ、かつ、記名押印させた上、」を「物品受領証と引換えに」に改め、同号⁽²⁸⁾中「第五十一条第八項」を「第五十一条第六項」に改め、同号⁽³³⁾中「関係帳簿又はカード」を「物品管理システムへの入力又は関係帳簿」に改める。

附 則

この規則は、平成十八年十月十六日から施行する。

山口県物品規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年十月十三日

山口県知事 二 井 関 成

山口県規則第三百二十五号

山口県物品規則の一部を改正する規則

山口県物品規則（昭和三十九年山口県規則第五十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十一条」を「第十一条の二」に改める。

第二条に次の二号を加える。

十一 物品管理システム 電子計算機及びプログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるよう組み合わせたものをいう。）の集合体であつて、物品の取得、管理、処分その他物品の取扱いに関する事務を一体的に処理するよう構成されたものをいう。

十二 電子文書 文書の作成に代えて作成される電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）をいう。

第二章第一節中第十一条の次に次の一条を加える。

（物品管理システムの使用）

第十一条の二 課長等は、次に掲げる事務については、容易に電子文書にすることができない文書又は文書若しくは電子文書以外の有体物を添付して行う必要がある場合を除き、書面による決裁又は通知に代えて、物品管理システムを使用して決裁を受け、若しくは決裁をし、又は通知をしなければならない。

一 第十二条第二項及び第三項の規定により同項の決裁を受け、又は決裁をすること

（第十九条第二項において準用する場合を含む。）。

二 第十二条第五項の通知をすること（第十九条第二項において準用する場合を含む。）。

三 第十三条第二項から第四項までの規定により同項の決裁を受け、又は決裁をすること。

四 第十三条第七項の通知をすること。

五 第三十条第二項の規定により同項の決裁をすること。

六 第三十条第三項の規定により同項の決裁をし、及び同項の規定による払出しの通知をすること。

七 第三十条第四項の通知をすること。

八 第三十二条第二項本文の規定により同項の決裁をすること。

九 第三十二条第三項の規定による払出しの通知をすること（前号の規定により物品管理システムを使用して決裁をした場合に限り。）。

十 第三十九条第二項の規定により同項の決裁をすること。

十一 第三十九条第四項の通知をすること。

十二 第四十二条第二項及び第三項の規定により同項の決裁を受け、又は決裁をすること。

十三 第四十二条第七項の通知をすること。

十四 第四十五条第二項本文の規定により同項の決裁を受け、又は決裁をすること。

十五 第四十五条第三項の通知をすること（前号の規定により物品管理システムを使用して決裁を受け、又は決裁をした場合に限り。）。

十六 第四十八条第二項本文の規定により同項の決裁を受け、又は決裁をすること。

十七 第四十八条第三項の通知をすること（前号の規定により物品管理システムを使用して決裁を受け、又は決裁をした場合に限り。）。

十八 第四十八条第五項において準用する第四十六条第三項の規定により同項の決裁を受け、又は決裁をすること。

十九 第四十八条第五項において準用する第四十六条第四項の通知をすること。

二十 第五十条第一項の規定により同項の決裁を受け、又は決裁をすること。

二十一 第五十条第二項の規定による払出しの通知をすること。

第十二条第七項中「指定物品取得報告書（別記第三号様式）により」を「物品管理システムを使用して」に改め、同条第八項を削る。

第十三条第一項中「旨を」の下に「物品管理システムを使用して」を加え、同条第二項中「した上、物品購入請求書（別記第四号様式）を物品管理課長に送付して」を削り、同条中第八項を第九項とし、第四項から第七項までを一項ずつ繰り下げ、同条第三

項中「前二項」を「前項」に、「当該請求を受けた場合において、当該請求の内容が適当であると認める」を「同項の決裁を受け、又は決裁をした」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 物品管理課長は、前二項の規定により当該請求を受けたときは、直ちに物品購入伺書（別記第四号様式）により当該物品を購入することについての決裁を受け、又は決裁をしなければならぬ。

第十五条第三項及び第四項を削り、同条第五項中「第二項」を「前項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第六項を第四項とし、第七項を第五項とし、同条第八項中「当該物品交換契約締結伺書に受領した旨及び受領年月日を記載させ、かつ、記名押印させた上、」を「物品受領証（別記第十号様式の二）と引換えに」に改め、同項を同条第六項とし、同条第九項を同条第七項とする。

第十七条第三項及び第四項を削り、同条第五項中「第二項」を「前項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第六項を第四項とし、第七項を第五項とし、同条第八項中「第六項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第九項を第七項とし、第十項を第八項とする。

第十九条第二項中「別記第一号様式の三」を「別記第一号様式の二」に改める。

第二十四条第二項中「課、廠又は廠以外の出先機関」に、かつ、当該備品に付される記号」ことに起番される」を削る。

第二十五条第一項中「第十三条第八項」を「第十三条第九項」に、「第十七条第九項」を「第十七条第八項」に、「第十五条第九項」を「第十五条第七項」に改め、同条第二項中「整理記号」ことに起番される」を削り、同条第三項を削る。

第二十七条第四項中「当該物品寄託契約締結伺書に受領した旨及び受領年月日を記載させ、かつ、記名押印させた上、」を「物品受領証と引換えに」に改める。

第二十八条第三項及び第四項を削り、同条第五項中「第二項」を「前項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第六項中「前各項」を「前三項」に、「指定物品区分換え報告書（別記第三十号様式）により」を「物品管理システムを使用して」に改め、同項を同条第四項とする。

第三十条第二項中「、物品交付請求書（別記第三十二号様式）を送付することにより」を削り、「対し、」の下に「物品管理システムを使用して」を加え、同条第三項中「直ちに当該物品交付請求書」を「直ちに物品交付決議書（別記第三十二号様式）」に改め、「物品交付通知書（別記第三十三号様式）により」を削り、「、当該物品交付請求書」を、「当該物品交付決議書」に改め、同条第四項中「当該物品交付通知書を添付してこれ」を削り、同条第五項中「当該物品交付請求書」を削り、「の受領印を徴し、当該出納員等又は会計員」を「に物品受領証と引換え」に改める。

第三十二条第三項及び第四項を削り、同条第五項中「第二項」を「前項」に、「物品保管転換通知書（別記第三十七号様式）により」を「物品管理システムを使用して」に改め、同項を同条第三項とし、同条第六項中「当該物品保管転換通知書を回付することにより」を「物品管理システムを使用して」に改め、同項を同条第四項とし、同条第七項中「第五項」を「第三項」に改め、「当該物品保管転換決議書又は第二項各号に掲げる書類」を削り、「の受領印を徴し、当該出納員等又は会計員」を「に物品受領証と引換え」に改め、同項を同条第五項とし、同条第八項を第六項とし、第九項を第七項とし、第十項を第八項とする。

第三十三条第三項中「第五項から第九項」を「第三項から第七項」に、「同条第五項」を「同条第三項」に改める。

第三十六条第三項中「、当該物品が備品であるときは備品出納保管記録簿（別記第四十号様式）に」を削り、同条第四項を削る。

第三十九条第二項中「物品返納書（別記第三十二号様式）により」を「物品管理システムを使用して、」に改め、同条第三項中「当該物品返納書により」を「物品管理システムを使用して」に改め、同条第五項中「当該物品返納書を回付することにより」を「物品管理システムを使用して」に改め、同条第六項中「当該物品返納決議書に出納長の受領印を徴し、」を「物品受領証と引換えに」に改める。

第四十二条第三項中「別記第一号様式の三」を「別記第一号様式の二」に改める。

第四十五条第三項及び第四項を削り、同条第五項中「前各項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とする。

第四十六条第五項中「当該物品売払契約締結伺書に受領した旨及び受領年月日を記載させ、かつ、記名押印させた上、」を「物品受領証と引換えに」に、「当該物品売払契約締結伺書に受領した旨及び受領年月日を記載させ、かつ、記名押印させがたい」を「物品受領証を提出させがたい」に、「これら」を「これ」に改め、同条第六項中「指定物品処分報告書（別記第五十号様式）により」を「物品管理システムを使用して」に改める。

第四十七条第四項中「及び第五項」を削り、「物品減額譲渡契約締結伺書」と「の下に、同条第五項中「売払契約」とあるのは、譲与契約又は売払契約」とを加える。

第四十八条第五項中「から第五項までの規定中」を「及び第四項中」に改め、「廃棄契約」と「の下に、同条第五項中「売払契約」とあるのは「廃棄契約」とを加える。

第五十条第三項中「当該借入物品返還決議書に受領した旨及び受領年月日を記載させ、かつ、記名押印させた上、」を「物品受領証と引換えに」に改める。

第五十一条第四項及び第五項を削り、同条第六項中「第三項」を「前項」に改め、同

項を同条第四項とし、同条中第七項を第五項とし、第八項を第六項とする。
第五十七条及び第五十八条を次のように改める。

(物品管理システムへの入力)

第五十七条 課長等は、備品、動物及び借入品の管理並びに物品の貸付けについて必要な事項を物品管理システムに入力しなければならない。

2 物品管理課長は、指定物品の整理について必要な事項を物品管理システムに入力しなければならない。

3 出納員等は、備品、動物及び借入品の出納及び保管について必要な事項を物品管理システムに入力しなければならない。

(出納員等が備えるべき帳簿)

第五十八条 出納員等は、次に掲げる帳簿のうち必要な帳簿を備え、必要な事項を登記しなければならない。

- 一 占有動産出納保管記録簿(別記第六十五号様式)
- 二 消耗品等出納簿
- 三 薬品出納簿

四 生産品出納簿(別記第六十九号様式)

第五十九条中「前条第二項第二号及び第六号に掲げる帳簿のうち必要な帳簿」を「消耗品等出納簿」に改める。

第六十条第一項及び第二項中「関係帳簿又はカード」を「物品管理システムへの入力又は関係帳簿」に改める。

第六十一条を削り、第六十二条を第六十一条とする。

別記第一号様式中

納期	年度	会計	款	項	目	節
		納入場所		国庫補助	有・無	配当予算額

を

歳出科目等	年度	会計	繰越	款	目	細目	事業
納期	・	納入場所		国庫補助	有・無	配当予算額	

に

購入、購入の請求又は修繕の理由	一般競争入札	入札執行	格	
	指名	予定価格	格	
契約の方法	随意契約	市販	価格	
		引き	率	
				田
				田
				%

を

購入、購入の請求又は修繕の理由		予定価格	円
契約の方法	一般競争入札 指名 随意契約	市販価格	円
		値引き	%

に

見 種 業 者 名	

見 種 業 者 名	

に

の「回覧表の共有」、「入札執行」欄」を記載する旨を記載し、回覧表の共有

年度	会計	項 目	節
納期	納入場所	国庫補助	有・無
		配当予算額	

を

歳出科目等	年度	会計	繰越	款	項	目	細目	事業	業
納期									

に

単価	金額	備考
円	円	

単価 (円)	金額 (円)	備考

に

契約の方法	一般競争入札	入札執行結果	
	指名		予定価格
	随意契約	市販価格	円
		値引き	%

を

契約の方法	一般競争入札	予定価格	
	指名		市販価格
	随意契約	値引き	%

に

の旨を

記載し、回覧表の共有、「第42条関係」を「第43条関係」に記載し、別記第三号様式及び別記第四号様式を次のものに改定する旨を記載し、別記第三号様式 削除

第4号様式 (第13条関係) 物 品 購 入 伺 書

決裁 区分	議 年月日	決 年月日	裁 年月日	課 名	物品管理 課長(主査 包括)		担当者
下記の物品の購入を てよろしいか、お伺いし ます。				出 納 局 長			
搬出科目等	年度	会計	繰越	款 項	目 細	目 事	業
	細 目 名 称						
節 ・ 細 節							
事 業 名 称							
納期	納入場所			国庫補助	有 ・ 無	配当予算額	
記 号 (整理記号)	番 号 (整理番号)	品 名	規 格	数 量	単 位	備 考	
()	()	()	()	()	()	()	
()	()	()	()	()	()	()	
()	()	()	()	()	()	()	
()	()	()	()	()	()	()	
()	()	()	()	()	()	()	
請 求 の 理 由							
契約の方法		一般競争入札 指名 随 意 契 約		予 定 価 格		円	
見 積 業 者 名		備 考		市 販 価 格		円	
				値 引 き 率		%	
				契 約 番 号			
				整 理 番 号			

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

品 目	品 名
分類記号	

品 名

の、同様の備考を次のように改める。
備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。
品名品目品名品目

を
に
改

年度	会計	款	項	目	目	節

歳出科目等	年度	会計	繰越	款	項	目	目	目	事業	
	細目	名称								
	節・細節									
	事業名称									

入札執行	別紙のとおり
交換差金私	円

を

受予定額	円
交換差金私	

に

見	種	業	者	名

を

見	種	業	者	名

に改める。

別記第十号様式中

別記第八号様式及び別記第九号様式を次のように改める。
第8号様式及び第9号様式 削除

年度	会計	款	項	目	節
----	----	---	---	---	---

歳出科目等	年度	会計	繰越	款	項	目	細目	事業	業 節
	細目	名称							
	節・細節	事業名称							

入札執行結果	別紙のとおり	を	交換差金払額	円	に	改め
交換差金受額	円					

別記第十号様式の次に次の様式を加える。

年度	会計	款	項	目	節
----	----	---	---	---	---

歳出科目等	年度	会計	繰越	款	項	目	細目	事業	備考
	細目	名称							
節・細節									
事業名称									

品目	品名	規格	数量	単位	借入期間		備考
					借入	期間	
					・	・	
					・	・	
					・	・	
					・	・	
					・	・	
					・	・	
					・	・	
					・	・	
					・	・	

品名	規格	数量	単位	借入期間
				・
				・
				・
				・
				・
				・
				・
				・
				・

契約の方法	一般競争入札 指名	入札執行 別紙のとおり	円
	随意契約		円
	随意契約	借入れの理由	
		借入れの条件	

契約の方法	一般競争入札 指名 随意契約	円
	借入れの理由	
	借入れの条件	

「 契約の方法 指名 随意契約	一般競争入札	入札執行結果 別紙のとおり 円
	随意契約	

を

「 契約の方法 指名 随意契約	一般競争入札	円
	随意契約	

を

の

第24号様式 削除

第24号様式 削除

第24号様式 削除

「 年度	会計	款	項	目	節
------	----	---	---	---	---

を

「 歳出科目等 細目名称 節・細節 事業名称	年度	会計	繰越	款	項	目	細目	事業

を

「 契約の方法 指名 随意契約	一般競争入札	人 札 執行 住所 別紙のとおり 円
	随意契約	

を

「 契約の方法 指名 随意契約	一般競争入札	寄託する 物品の損 害保険契 約の相手 方又は名 称及び氏 名又は名 称
	随意契約	

を

「 見積業者名 見積業者名	見積業者名	見積業者名 見積業者名

を

の

別記第二十六号様式中

年度	会計	款	項	目	節
----	----	---	---	---	---

歳出科目等	年度	会計	繰越	款	項	目	細目	事業
	細目名称	節・細節						
事業名称								

契約の方法	一般競争入札 指名	入札 執行結果 別紙のとおり	寄託する 物品の損 害保険	契約の相手方 の住所 又は名称
	随意契約		寄託する 物品の損 害保険	契約の相手方 の住所 又は名称
			契約の相手方 の住所 又は名称	期間
			保険料の額	円

契約の方法	一般競争入札 指名	寄託する 物品の損 害保険	契約の相手方 の住所 又は名称
	随意契約		寄託する 物品の損 害保険
			契約の相手方 の住所 又は名称
			期間
			保険料の額
			円

改め。 原記帳二十八号様式から原記帳三十号様式までの次のとおり改め。 第28号様式から第30号様式まで 削除

単価	金額	単価(円)	金額(円)
円	円		

原記帳三十一号様式中

を

に

交付請求 の理由 返 納		受領者印	
--------------------	--	------	--

を

交付請求 の理由 返 納	
--------------------	--

に

改め、同様式の備考1を次のように改める。

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

別記第三十二号様式及び別記第三十三号様式を次のように改める。

第32号様式 (第30条関係) 物 品 交 付 決 議 書

決裁 区分	課 名	発議年月日	決裁年月日	払出通知年月日	払出年月日	担当者	
下記の物品の交付を てよろしいか、お伺い します。 下記の物品の払出しの 通知をする。		物品管理課長	主査 (総括)				
下記の物品の払出しを する。		出 納 員	分任出納員	会 計 員	会 計 員		
記 号 (整理記号)	番 号 (整理番号)	品 名	規 格	数 量	単 位	単価(円)	金 額 (円)
()	()						
()	()						
()	()						
交付請求の理由							

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第33号様式 削除

品目表三十四呼表在中

単 価	金 額	単価(円)	金 額 (円)
円	円		

」

保 管 転 換 先		受領者印	
-----------	--	------	--

を

保 管 転 換 先	
-----------	--

に

改める。

別記第三十五号様式から別記第三十七号様式までを次のように改める。

第35号様式から第37号様式まで 削除

別記第三十九号様式及び別記第四十号様式を次のように改める。

第39号様式及び第40号様式 削除

別記第四十二号様式から別記第四十四号様式までを次のように改める。

第42号様式から第44号様式まで 削除

別記第四十五号様式中「第42条、第43条関係」や「第42条関係」に改める。

別記第四十六号様式中

品 目	規格	数量	単位	単 価	金 額	不用の決定の 理 由	処 分 の 予 定	
							方 法	処分予定 年月日
品名 記号(整理番号) 整理番号				円	円			..
								..
								..
								..
								..
								..

を

歳出科目等	年度	会計	繰越	款	項	目	細目	事業

に

記号番号 (整理記号)	記号番号 (整理番号)	記号番号 (整理番号)	品名	規格	数量	単位	単価	金額	金額	不用の決定 年月日
()	()	()								
()	()	()								
()	()	()								
()	()	()								
()	()	()								
()	()	()								
()	()	()								
()	()	()								

を

記号番号 (整理記号)	記号番号 (整理番号)	記号番号 (整理番号)	品名	規格	数量	単位	単価	金額	金額
()	()	()							
()	()	()							
()	()	()							
()	()	()							
()	()	()							
()	()	()							
()	()	()							
()	()	()							
()	()	()							
不用の決定年月日									

に

一般競争入札 指名 随 意 契 約	入札執行結果 売 支 払 出 金 額	別紙のとおり

を

一般競争入札 指名 随 意 契 約	売 支 払 出 金 額

に
改
め

2。

別紙第五十号様式を次のように改め。

第50号様式 別除

別紙第五十一号様式

年度	会計	款	項	目	節

を

歳出科目等	年度	会計	繰越	項	目	細目	事業
		科目	款				

に

改める。

別記第五十二号様式の中に

年度	会計	繰越	項	目	節

を

歳出科目等	年度	会計	繰越	項	目	細目	事業
		科目	款				

に

改める。

別記第五十四号様式に

品	記号(整理記号)	番号(整理番号)	品名	規格	数量	単位	借入期間	返還予定年月日
							・・・	・・・
							・・・	・・・
							・・・	・・・
							・・・	・・・
							・・・	・・・
							・・・	・・・
							・・・	・・・
							・・・	・・・

を

品名	記号 (整理記号)	番号 (整理番号)	品名	規格	数量	単位	借入期間
							・ ・
							・ ・
							・ ・
							・ ・
							・ ・
							・ ・
							・ ・
							・ ・
							・ ・

改める。
別記第五十七号様式

年度	会計	款	項	目	節
----	----	---	---	---	---

歳出科目等	年度	会計	繰越	款	項	目	細目	事業
	年度	細目	款	項	目	細目	事業	
節・細節								
事業名称								

改める。

別記第五十八号様式及び別記第五十九号様式を次のように改める。

第58号様式及び第59号様式 削除

別記第五十九号様式の二中

年度		会計		款		項		目		節	
歳出科目等		年度	会計	繰越	款	項	目	組目	事業	業	
組目・節		組目	名称								
事業名称											

改める。
 別記第六十五号様式から別記第六十八号様式までを次のように改める。

を
 に

第66号様式から第68号様式まで 削除
別記第七十一号様式を削る。
附 則
この規則は、平成十八年十月十六日から施行する。

平成十八年十月十三日印刷
平成十八年十月十三日発行

発行人所

山口県知事
山口県知事

定価一箇月 金二千七百円(送料共)